

## 総合区の区割り案作成にあたって

- 現在、総合区については、議会での議論や意見募集・説明会の意見をふまえて、以下の観点から、総合区が担う事務を「一般市並み」の事務、区の数「8区」として、検討を進めている。
  - ・ 住民に身近な総合区役所においては、できる限り住民生活に密接に関連する行政サービスを提供することをめざす。
  - ・ また、住民に身近な単位できめ細かい行政サービスを提供できるよう配慮しつつ、行政運営の効率性についても考慮する。

### 【具体的な考え方（視点）】

- 1 各総合区における将来（H47を想定）の人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とする。
- 2 これまで地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる。
- 3 総合区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する。
- 4 工営所、公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用する。
- 5 災害対策について、緊急時には全市的な対応が必要となるが、防災上の視点についても考慮する。